

MULティース

発行責任者
富田 正子
編集責任者
小野 由美子

男女共同参画週間（6月23日～29日）



内閣府男女共同参画男女共同参画推進本部では、毎年6月23日～29日までの1週間で「男女共同参画週間」を実施しています。

男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには政府や地方公共団体だけでなく、わたしたち一人ひとりの取組が必要です。

男女共同参画社会とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会（男女共同参画社会基本法第2条）

男女共同参画社会のイメージ

男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会

職場に活気

☆女性の政策・方針決定過程への参画が進み、多様な人材が活躍する事によって、経済活動の創造性が増し、**生産性が向上**

☆働き方の多様化が進み男女がともに働きやすい職場環境が確保されることによって、**個人が能力を最大限に発揮**

家庭生活の充実

☆家族を構成する個人がお互いに尊重し合い協力し合うことによって家族の**パートナーシップの強化**

☆仕事と家庭の両立支援環境が整い、**男性の家庭への参画**も進むことによって、男女がともに子育てや教育に参加

地域力の向上

☆男女がともに主体的に地域活動やボランティア等に参画することによって、**地域コミュニティが強化**

☆地域の活性化、暮らし改善、子どもたちが伸びやかに育つ環境が実現



ひとりひとりの豊かな人生

仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現

男女共同参画社会基本法 (平成11年6月23日公布・施行)

基本法では、男女共同参画社会を実現するための5本の柱（基本理念）を掲げています。また、行政（国、地方公共団体）と国民それぞれが果たすべき役割（責務、基本的施策）を定めています。



男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を發揮できる機会を確保する必要があります。

社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。

国際的協調

男女共同参画づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む必要があります。

基本理念

男女共同参画社会を実現するための5本柱

家庭生活における活動と他の活

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援を受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにする必要があります。

政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。

～*～ 国・地方公共団体及び国民の役割 ～*～

国の責務

- ◇基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定
- ◇積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施

地方公共団体の責務

- ◇基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む
- ◇地域の特性を活かした施策の展開

国民の責務

- ◇男女共同参画社会づくりに協力することが期待されている

私たちのまわりの男女のパートナーシップについてこの機会に考えてみませんか？

